

( 整理番号 2104 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 1 回長野県最低賃金専門部会 議事録

開催日時 場所	令和 3 年 7 月 28 日 15 時 20 分 ~ 15 時 40 分 長野労働局 2 階 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会の運営規程について 2 中央最低賃金審議会の審議状況について 3 今後の進め方について 4 その他		
議事録	<p>浜賃金室長</p> <p>それでは皆様お揃いとなりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 3 年度第 1 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>本日は令和 3 年度第 1 回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。</p> <p>定足数の確認でございます。本日の出席者は、委員 9 名中 9 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに「長野県最低賃金専門部会の委員紹介」についてでございますが、お手元に本日の会議資料 1 に当専門部会委員の名簿がございます。この名簿の配付により委員の御紹介に代えさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において、「同法第 24 条第 2 項</p>		

の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められております。

従来から公益委員の御協議により決めていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

< 「異議なし」の声 >

浜賃金室長

それでは公益委員で御協議方よろしくお願いいたします。

御協議が整いましたら、御発表をお願いいたします。

< 公益委員にて協議 >

昆委員

それでは、部会長及び部会長代理について発表します。

部会長は、 倉崎 委員

部会長代理は、 吉村 委員

となりました。

浜賃金室長

確認させていただきます。

部会長に倉崎委員、部会長代理に吉村委員とのことですが、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声 >

浜賃金室長

それではこれからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願いいたします。

倉崎部会長

部会長の倉崎でございます。挨拶につきましては先ほどの総会で述べたのと同趣旨ということでご了承ください。

それでは、本日の議題ですけれども、

( 1 ) 長野県最低賃金専門部会の運営規程について

( 2 ) 中央最低賃金審議会の審議状況について

( 3 ) 今後の審議の進め方について

( 4 ) その他

を予定しております。

さて、本専門部会は、資料 4 の審議会会議公開要綱に基づき、第 1 回目ですので公開とします。

なお、事務局で同要綱第 3 条に基づき、公開の公示をしたところ、3 件の傍聴の申し込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。

また、報道機関 1 社が取材に見えております。

それでは、議題(1)長野県最低賃金専門部会の運営規程について、に入ります。事務局から説明してください。

浜賃金室長

資料 3 「長野県最低賃金専門部会規程」を御覧ください。

内容につきましては昨年度に変更されたものと変わりはありません。第 7 条の「議事録および議事要旨」は、資料 2 「長野地方最低賃金審議会運営規程」第 7 条と同じ表現としており、平仄を揃えておりますので、ご確認いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。ただいま説明のありました長野県最低賃金専門部会運営規程について、御質問・御意見等がありますか。

< 意見なし >

倉崎部会長

それでは、この規程により本年度の専門部会を運営することとします。

規程に基づきまして、議事録に係る署名人を指名いたします。

労働者代表委員 山口 委員

使用者代表委員 井出 委員

をお願いいたします。

次に議題(2)の「中央最低賃金審議会の審議状況について」事務局から説明して下さい。

浜賃金室長

本専門部会の前に開催されました第 2 回本審において、中央最低賃金審議会の目安答申の概要を説明させていただきました。ここでは中賃の審議状況も含めて、目安小委員会における配布資料及びその他の主要指標につきまし

て簡単に説明させていただきます。

まず審議状況についてでございますが、令和3年6月22日に目安の諮問がなされ、以降3回の小委員会で審議が行われました。第4回目、7月13日の審議は一時中断となり、翌7月14日に目安小委員会報告がまとめられ、同16日に本審に報告、答申に至ったということでございました。採択状況は本審でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして資料の概要説明でございます。資料 5、[別冊]としてございます中央最低審議会目安に関する小委員会配付資料をご覧いただきたいと思っております。このファイルは目安小委員会の第1回目から3回目までの配布資料の全てを整えたものでございます。主要統計資料のほか、本年度の諮問文にもございました「経済財政運営と改革の基本方針2021」、それから「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」が、第1回小委員会の資料 2と3になりますけれども、これも関係部分の抜粋ではありますが示されております。

また、本審におきまして局長からお話しさせていただきました「賃金改定状況調査結果」の第4表につきましては、この冊子の第2回小委員会の資料 1に訂正前のもの、第3回小委員会の資料 1として訂正後、それぞれ示されておりますので、ご確認いただければと思います。

経過につきましては、第3回小委員会の資料 1のところに経過がございますのでご確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ただいまの説明について、御質問等がありますか。

井出委員

中賃公益委員の見解の項目2(1)の から の7つの項目が示されて、これが28円という数字の根拠になっていると思っておりますが、少し分かりにくい文章なので、また次回で結構ですので、必要な部分を補足していただいたうえで説明していただきたいと思っております。その上でその7つを委員の中で確認していききたいと思います。

浜賃金室長

かしこまりました。それについては第2回の専門部会、冒頭の方で事務局からの説明ということで対応させていただきたいと思っております。

山口委員

資料の関係になりますが、追加の資料のお願いをさせていただければと思います。

昨年もお出しいただいたハローワークの募集金額です。最低額、最高額、

また可能であれば業種ごとなど、現状が分かる資料関係をいただければありがたいと思います。

井出委員

先日、雇用調整助成金についての新聞記事が出ていましたが、これについて、長野県がどんな状況か、金額と業種ごとの状況がわかる資料がございましたら教えていただければと思います。

浜賃金室長

ご依頼については了解しました。

どこまで示せるかわかりませんが、可能な範囲で次回に提供させていただきたいと思います。

倉崎部会長

それでは、議題(3)「今後の審議の進め方について」に入っていきます。事務局で説明して下さい。

浜賃金室長

今後の審議の進め方について、説明させていただきます。

第2回の本専門部会を8月2日午前10時から、第3回は8月4日午前10時から、予備日として8月5日午前10時からの開催を予定しているところでございます。第3回目ないし第4回目の専門部会で最終的な金額審議を行っていただき、専門部会長報告として取りまとめていただく予定としております。

専門部会長報告につきましては、8月5日午後3時から開催の第3回本審におきまして会長あてご報告いただき、長野県最低賃金の改正について長野労働局長へ答申をいただく予定としております。

第2回以降の専門部会の会場は、この建物の1階、長野監督署の会議室になりまして、8月5日の本審議会の会場は労働局2階会議室となります。お忙しいところ恐縮ですが、御出席について、よろしくお願い申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ただいまの説明について、御質問等がありますか。

岩崎委員

一つ前の議題に戻り大変申し訳ありませんが、資料の追加について一つお願いしたいと思います。先ほどの総会の中の資料の2の1に家計支援の緊急小口資金等についての全国の状況がありますが、この各県ごとの状況、特に

長野県の緊急小口融資の申請状況とか支給状況が分かればお願いしたいと思います。

浜賃金室長

了解しました。

倉崎部会長

議題(5)「その他」ですが、事務局で何かございますか。労働者代表委員、何かございますか。使用者代表委員、何かございますか。

なければ、先ほどの事務局からの説明のとおり、次回の専門部会から、長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入ります。次回の第2回専門部会は、8月2日(月)午前10時から開催しますので、労側・使側とも長野県最低賃金の改正の基本的な考え方及び金額の提示を発表いただきますよう、御準備をお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会とします。

閉 会